

令和 5 年

第 2 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和5年 第2回 **定例**・臨時委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和5年1月26日 午前 後 2時30分	両津地区公民館 3階 会議室
閉会日時	令和5年1月26日 午前 後 4時35分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出席者	欠席委員	会議録署名委員
教育長 新発田 靖		池 典比古
1番委員 仲川 正道		瀧川 紀子
2番委員 池 典比古		
3番委員 瀧川 紀子		
4番委員 岩崎 奈美		
説 明 の た め 出 席 し た 職 員		
教育次長	磯部 伸浩	子ども若者課
教育次長補佐	兼社会教育課長 市橋 秀紀	課長補佐 余湖 雅美
教育総務課		世界遺産推進課
課長	柳澤 正二	課長 正治 敏
課長補佐	飯田 誠	文化財室長 藤井 隆博
総務係主任	小林 唯美	文化財保護係長 坂下 肇
		文化財保護係主任学芸員 市橋 弥生
学校教育課		
課長	森 和人	
管理主事	福井 晴人	
傍 聴 人	有 無	
報告の 要旨	「議事の概要」のとおり	

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果
なし

会議に付議した事件の題目	
議案第2号	佐渡市教育委員会における佐渡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
議案第3号	佐渡市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について
議案第4号	佐渡市文化財保護審議会への諮問について
議案第5号	佐渡市宿根木地区歴史的景観審議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第6号	佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について
議案第7号	佐渡市学校運営協議会委員の委嘱について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校情報について 2 放課後児童クラブの運營業務委託について 3 ユネスコへの推薦書の再提出について 4 佐渡の博物館マスコットキャラクターの名前決定について
次回会議開催日	
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数	
なし	
請願、陳情	有・ 無 有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項	
特になし	

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<p>◎本定例教育委員会は、午後2時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ今から、令和5年第2回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により池委員と瀧川委員の2名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。 ・次に、日程第2、議案第2号「佐渡市教育委員会における佐渡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・柳澤教育総務課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この規則の一部改正は、個人情報保護法の改正に伴い、令和4年12月に佐渡市議会定例会におきまして、佐渡市個人情報保護法施行条例及び佐渡市個人情報保護法施行規則が制定されたことにより、所要の改正を行うものです。 ・主な改正内容の1つ目は、規則の第1条の条例名称を、佐渡市個人情報保護条例から佐渡市個人情報保護法施行条例に改めるものです。 ・2つ目は、題名及び規則第3条の規則名称を佐渡市個人情報保護条例施行規則から佐渡市個人情報保護法施行規則に改めるものです。 ・3つ目は、規則の第2条の文言の整理をしたものです。 ・施行日は、令和5年4月1日となっています。 ・ただ今の説明に対しまして、質疑等ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑なし ・質疑なしと認めます。 ・これより採決いたします。本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・質疑なしと認めます。 ・異議なし ・異議なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・よって、議案第2号「佐渡市教育委員会における佐渡市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・次に日程第3、議案第3号「佐渡市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・柳澤教育総務課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この一部改正についても、個人情報保護法の改正に伴い、佐渡市議会の定例会において、佐渡市個人情報保護法施行条例及び佐渡市個人情報保護法施行規則が制定されたことにより所要の改正を行うものです。 ・こちらは、佐渡市教育委員会事務決裁規程、佐渡市立小・中学校コンピュータ管理運用規程、佐渡市立小・中学校個人情報保護・管理規程の3つの規程の一部をそれぞれ改正するものです。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新旧対照表で6ページです。1つ目は、佐渡市教育委員会事務決裁規程の一部改正です。表中の項目で20の個人情報を保有個人情報に改めるものです。 ・ 2つ目は、7ページの新旧対照表です。佐渡市立小・中学校コンピュータ管理運用規程の一部改正です。第7条の「佐渡市教育委員会における佐渡市個人情報保護条例施行規則」から、「佐渡市教育委員会における佐渡市個人情報保護法施行条例施行規則」に改めるものです。 ・ 3つ目は、8ページの新旧対照表です。佐渡市立小・中学校個人情報保護・管理規程の一部改正です。個人情報保護管理者ということで、第3条第1項中の「佐渡市教育委員会における佐渡市個人情報保護条例施行規則」から、「佐渡市教育委員会における佐渡市個人情報保護法施行条例施行規則」に改め、同条第2項中の佐渡市個人情報保護条例第10条を個人情報の保護に関する法律第65条及び第66条第1項に改めるものです。 ・ 次に第4条を削り、第5条を第4条に、第6条を第5条に改めるものです。 ・ 施行日は、令和5年4月1日からとなっています。 ・ ただ今の説明に対しまして、質疑等ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 8ページの旧訓令第4条コンピュータの結合の制限、これが一切削除されるということは、これまで教職員が学校に個人のコンピュータを持ち込むことがあったが、そして場合によっては通信回線に結合する事もあったが、この扱いですと、一切持ち込めないということになるのか、許可を受けて持ち込んで良いが通信回線に接続してはならないのか、その所をもう少しはつきりさせてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯田教育総務課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の改正の部分ですが、従来は市の条例で規定されていたものが、改正後は法の適用になりますが、オンライン結合等について、審議会の諮問規程はないということに変更になりまして、それに伴い削除されたものと聞いております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申し訳ない、ちょっと理解し難い。学校現場で先生方が個人のものを持ち込むことについて許可を受ければ良いのか、駄目なのか。それから許可を受けて接続することは良いのか悪いのか。その点をはつきりさせてもらわないと、おそらく現場が混乱すると思うので、確認させてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯田教育総務課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例第12条のただし書きの規定ですが、法令等の規定に基づく時と審議会で認められた時ということで、例外規定として、この時は認める事になりました。それが、改正後はオンライン結合にあたっての審議会の審議規定はなく、削除されたところですよ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訓令は削除されたが、元の管理運用規程は変わったのですか、変わっていないのですか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯田教育総務課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正後の個人情報保護法では、第69条になるのですが、目的外の利用及び提供の禁止の原則がございまして、目的外の利用、外部提供の際には、新

<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 飯田教育総務課長補佐 	<p>たに相当の理由がある時、特別な理由がある時という条件が設けられておりますので、そういった制限は受けるものとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 明確に言ってください。つまりどういうことですか。 ・ 従来は審議会に意見を聴き相当な理由があると実施機関が認める場合には、オンライン結合ができたのですが、審議会の規定がなくなりまして、目的外の理由や外部提供の際には、相当の理由がある時と特別な理由がある時が条件として、結合が認められるよう法をよりどころにしています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 磯部教育次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ わざわざ審議会まで開く必要はないが、それは合理的な理由があればやれるという意味か。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 飯田教育総務課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ はいそうです。審議会の規定がなくなって、相当な理由がある時と特別な理由がある時は認められるということです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校長先生や管理者の許可があれば、良いということですね。今委員が仰ったようにそれを繋げるかどうかということですが、繋げられないでしょう。今は専用のもになっているから。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ あとで少し詳しく回答させてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今のは教職員の場ですが、これだけ様々な交流事業が盛んになると、例えば外部から講演会の講師を呼んで、皆さんに画像を写しながらお話しをしたいとなったときに、例えばY o u T u b eを使いたい事がある。その時にその外部の方が私用のものを持ち込んで、学校のW i - F i 環境でW i - F i の暗証番号も聞いて繋げるということがあり得るのか無いのか。現場の方もはっきりしておかないと、法令でこう書いてあるがじゃあどうなのかというときに迷いがあつたら困る。確認してください。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、そちらは後ほど確認するという事でお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩崎委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧というのは昔の条例ですよ。こちらにコンピュータということを書いてあるのですが、今ですとコンピュータ端末というより、U S Bなんかでもの凄いデータが入っていく時代なので、学校だとU S Bなんかも個人の持ち込み駄目とか今までであったと思うのですが、それが今度OKになるということでしょうか。それともあくまで端末だけOKということ、結局端末もメディア機器、U S Bなんかもそうですが。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ U S Bは認証がOKになっていないと端末に使えないですよ。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ そうですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育次長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それもOKかどうかを確認したいということですね。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 森学校教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、端末は配付されたパソコンに接続しても使えないようになっているのですが、特別な理由で許可を得て使えるように、学校では先生用にそれぞれU S Bが配られているので、それぞれそこに保存しています。

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・柳澤教育総 務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ それでは、こちらも確認していただいて。 ・ 学校では認証されたUSBが配られていて、それを保管して各金庫に普段入れていてそれを取り出してという作業があると思います。 ・ この資料には改正の部分しかないですが、議案第3号関係資料の最後13ページの第5条、個人情報の管理の個人情報は次に掲げる方法で管理するの部分で、外部記憶媒体については許可なく学校外に持ち出してはならないなど、それぞれこのような規定に基づいて各学校で、先ほど教育長が申しましたように、施錠のできる書庫等において保管されていると、USB等については施錠ができる場所において管理されているという状況にあります。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・岩崎委員 ・新発田教育 長 ・委員全員 ・新発田教育 長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩崎委員が聞いたかったことに、答えたことになりましたでしょうか。 ・ はい、大丈夫です。 ・ その他ありますでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 今、確認事項が1つありますが、それ以外について採決をいたします。本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・新発田教育 長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議なし ・ 異議なしと認めます。 ・ よって、議案第3号「佐渡市教育委員会事務決裁規程等の一部を改正する訓令の制定について」は、原案どおり可決されました。 ・ 次に、議案第4号、議案第5号及び報告事項3については、世界遺産推進課の内容になりますので、報告事項3を先に審議したいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 ・新発田教育 長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 挙手 ・ 挙手多数です。 ・ よって、報告事項3、議案第4号、議案第5号の順に審議することといたします。 ・ それでは、報告事項3「ユネスコへの推薦書の再提出について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・正治世界遺 産推進課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 急遽今日お配りさせていただいた文化庁の報道発表の方をご覧ください。皆さん既に報道等でお聞きかと思いますが、1月19日先週ですが「佐渡島（さど）の金山」の推薦書正式版をユネスコへ提出したことが、国から発表がありました。 ・ それを受け佐渡市の方では午後、市長の囲み取材、市長がコメント等を発表させていただいたところです。 ・ 今後の予定ということですが、ユネスコ事務局による推薦書の確認結果

<p>・新発田教育 長</p> <p>・委員全員</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・委員全員</p> <p>・新発田教育 長</p>	<p>の通知期限が決まっております、それが3月1日です。3月中にユネスコからイコモスへ推薦書が転送になり、今年の夏から秋頃と幅があるのですがイコモスの現地調査の段取りで、今後新年度に入りましたら国県市で、昨年やる予定だったのですが新たに対応に追われる時期になっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早ければ、令和6年夏頃のどこの国であるか分かりませんが、世界遺産委員会において世界遺産登録の可否が審議されるスケジュールになっています。そちらも文化庁の報道発表にあります通り、米印がありますが、いずれも過去のスケジュールを踏まえた現時点での見込みなので、実は変更の可能性もあることをお知りおきいただきたいと思います。 ・ ただ今の説明に対しまして、質疑等ありますでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、議案第4号から報告事項1までは、人事及び個人情報に関する内容、公表前の内容が含まれていることから、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。 ・ 挙手 ・ 挙手多数です。 ・ よって、議案第4号から報告事項1までを、秘密会とすることといたします。 ・ 【秘密会】 ・ 議案第4号「佐渡市文化財保護審議会への諮問について」、正治世界遺産推進課長より説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり可決された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第5号「佐渡市宿根木地区歴史的景観審議委員の委嘱に係る専決処理について」、正治世界遺産推進課長より説明する。 ・ 議案第6号「佐渡市学校再編統合協議会委員の委嘱に係る専決処理について」、柳澤教育総務課長より説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり承認された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案第7号「佐渡市学校運営協議会委員の委嘱について」、森学校教育課長より説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり可決された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告事項1「学校情報について」、福井管理主事より説明する。 <p>【以上の報告については、質疑を経て終了した。】</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 ・余湖子ども若者課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、報告事項2「放課後児童クラブの運営業務委託について」、事務局の説明を求めます。 【説明要旨】 ・ 1の現状と課題、佐渡市では市内12か所で児童クラブを佐渡市直営で運営していますが、市で事業を開始しました平成18年度の登録者数177人に対し、今年度は622人と約3倍に増加しており、児童クラブのニーズは年々高まっている状況です。一方で児童支援員の人材不足特に教員や保育士などの有資格者の支援員の不足が顕著であり、人材の確保や支援員の資質向上、クラブでのサービスの不均一といったようなことで課題が生じております。 ・ 続きまして、今後の方向性についてです。子ども若者課では、このような課題解決を考える中で、既に民営化を導入している他の自治体を参考にして参りました。他の自治体での業務実績や運営ノウハウを有する民間事業者に運営業務を委託することで、問題の解消や利用者のサービス向上が期待できることから民間委託の検討を進めているところです。委託する児童クラブは現在運営しております12か所に令和5年4月開設の加茂児童クラブを加えた13か所を予定しております。なお、委託事業者は公募型プロポーザル方式により選定し、委託期間は3年間の予定であります。 ・ 3の民間委託に伴う変更点ですが、現在市で行っています学童保育の運営形態や利用者の利用条件、利用時間、利用料金などのサービスについては変更ありません。変更となるのは、現在市が全て行っている運営に係る業務を民間の受託者と市がそれぞれ分担して行うこととなります。 ・ 4の主な業務分担をご覧ください。こちら左側が民間の受託者をお願いをする業務です。児童クラブの運営全般、児童の支援をはじめ、保護者への連絡、学校との連絡調整などをお願いする他、児童支援員の雇用や労務管理、その他運営に係る細かい日常業務をお願いする予定でございます。右側の市の方の業務につきましては、利用児童の入会審査及び利用の決定、利用料金の徴収、施設の維持管理業務、これらを市の方で継続して行います。また、任用中の支援員につきましては、本人の意向確認を行った上で民間事業者が面接を実施し、雇用を決定する予定であります。 ・ 5のスケジュール案です。現在1月23日から、保護者の方に向けて民間委託の方向性への説明会を行っているところです。3月の議会におきまして、当初予算を上程しましてこちらの承認を得ましたら、早速3月末から委託者の公募を開始し4月にプロポーザルの実施、委託業者を決定し、4月中に委託契約を終えたいと思っております。5月に入りましたら、関係者の説明、こちらは学校、保護者、利用者などへの説明会を行う予定であります。同じ5月中に支援員の面接を業者の方で行う予定としてます。6月に運営業務の引継ぎ、学校との調整を行い7月から委託開始をしたいということで今進めております。 ・ 学校関係でいいますと、この1月11日に開催された市立の校長会で民間委託の方向性をお示ししました。現在、校長先生方からご意見をお伺いして
---	---

<p>・新発田教育 長</p>	<p>いるところでは、 ・ 今後につきましては、特にクラブを設置している学校を中心として進捗 についての情報共有や委託事業者との連絡調整等を随時行うことなどを予 定しております。 ・ ただ今の説明に対しまして、質疑等ありますでしょうか。</p>
<p>・仲川委員</p>	<p>・ ご説明ありがとうございます。現在、佐渡島内で業務実績があり運営 ノウハウを有する事業者はどのくらいありますか。</p>
<p>・余湖子ども 若者課長補佐</p>	<p>・ 島内の業者というのは私どもも何年かにわたっていろいろ調べたり当た ったりしてきたのですが、島内業者ではなかなか難しく、今現在実績のある 島外の事業者の方にお声がけをしているところです。</p>
<p>・仲川委員</p>	<p>・ 私が知る限りでは、現在勇樹会がおおぞら吉井をやってくれている。他 に似たように参入できる見込みは立っているのでしょうか。</p>
<p>・余湖子ども 若者課長補佐</p>	<p>・ 島外ということで宜しいでしょうか。</p>
<p>・仲川委員</p>	<p>・ 勇樹会は、島外の団体だと思います。島内で1校運営していますが。</p>
<p>・余湖子ども 若者課長補佐</p>	<p>・ 勇樹会に関しましては、おおぞら吉井を運営していただいているので すが、実は今度休止になるということが決定しておりまして、島内ではなか なか事業を扱う福祉団体というのはない状態です。今私どもが、県内の他 の自治体とかいろいろ調べた中で、島外業者の実績のある方と考えている ところです。</p>
<p>・仲川委員</p>	<p>・ なんとなく分かるような分からないようなお答えですね。目途があって 進められるのかな、と今伺ったお話で想像したのですが。 ・ もう1点です。2番目の今後の方向性についての2行目です。運営業務 を委託することで、課題解消や利用者のサービス向上が期待できるとある のですが、この繋がりが今ひとつ分からない。どんな課題をどんな風に 解消できるのか。現在よりどんなサービスの向上ができるのか教えてください。</p>
<p>・余湖子ども 若者課長補佐</p>	<p>・ まず、児童支援員に関してですが、現在先ほど申し上げたとおりなかな か有資格者がいらっしゃらないことで、民間とかうちの学童とかで実務経 験を積んでいただいた上で、県の研修を受けて児童支援員になっていただ いている方の方が多い状況です。そのような実務経験を積んでいただくに 当たって、やはり教員ですとか保育士でない方がいきなり学童の業務をや られることについても、なかなかそれに関しての研修とか指導といったと ころが現在の佐渡市の方では不足していると感じているところです。そう いった支援員に関しての、導入からの研修・指導・支援といったものが、 民間企業に関しましてはそれぞれ研修の実績ですとか、あと講師ですね、 自分たちの自前の講師とかそういったもののノウハウを全てお持ちですの で、早い段階での支援員の研修ができて、私どもが不足しているといった 指導といったものも担っていただけるということを期待しているところ</p>

	<p>です。</p> <ul style="list-style-type: none"> サービスにつきましても、やはり支援員によって力の差というか実力差がありますし、クラブによっても支援員が不足しているところからなかなか全てのお子さんの細かなフォローに手が回らない部分もございますので、そういった所を支援員の質の向上というところから、子どもの見守りサービスという所を均一化したいと思っていますところでは。 今私どもが委託において考えているのが、支援員の方に、ある程度経験のある方に巡回していただいてそれぞれのクラブを見た上で、それぞれに指導していただくということで、サービスにばらつきがないようにできるとか、そういったことを既に実施している自治体等の実態も見させていただきまして、そういったことも委託の際には条件に入れていきたいと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> 今のお答えの中でおそらくポイントになるのは、佐渡市としては人材確保が困難であるから民間に入ってもらって、佐渡市で考える有資格者でなくとも人材育成をしてもらいたいという要素が大きいのだなと私は感じました。この点について言わせていただくと、おそらくこの児童支援員というのはほとんどが非常勤の方、ほとんどがパートの方でないかと思えます。労働環境としてはとても厳しい。待遇も新潟県の最低賃金プラスほんの少しというくらいの所が多いです。余計に人材が確保しにくい。例えば小学校の先生を退職なさった方にお手伝いしていただくにしても、あの待遇ではちょっとお願い出来ないねという位の単価です。相当課題が含まれてますが、上手くいくと良いと期待しています。
<ul style="list-style-type: none"> 池委員 	<ul style="list-style-type: none"> 今、仲川先生が仰ったようなことを感じました。委託する業者の方の目途が立っていますかというお話があったんですが、やってくれそうなどころはあるんでしょうか。それはもう交渉してできているんでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> 余湖子ども若者課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> いくつか昨年末県内の自治体の方の視察をさせていただいた時に実際にその業者ですね、担っている業者さんの方ともお話しをさせていただいたりしまして、ある程度佐渡市の業務を受けていただけるだろうということでお話しは進めていますが、こればかりはどうなるか分かりませんのでプロポーザルの実施でいくつか声をかけたいと思っています。
<ul style="list-style-type: none"> 池委員 	<ul style="list-style-type: none"> 人数が増えてきたのは分かりますので、支援員の数が足りないというのが現状一番大きいところですよ。もしこれをやるとすると何人ぐらい増やさなければならないのか、それは委託業者に頼めば島外から来ることも考えられますか。それともこれまでと同じように佐渡市の中で足りない分を補填していかなければいけないのか、そうなるにつれてきついった労力的なものを考えると研修の方で委託業者にしっかりやっていただかないと今と全く同じ形になってしまうのですが、その辺分かる範囲で良いので、教えていただければありがたいです。
<ul style="list-style-type: none"> 余湖子ども若者課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> やはり雇用という面でいうと、まずは島内の方を雇用していただきたいというのが私どもの先方さんとお話しする際の条件としていきたいと思っ

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<p>ているんですが、やはり島内では緊急的に不足したときとかに、すぐにやっていた方が見つからない。そういった場合に島外の事業所同士で調整をして、島外の方を一時的に連れてきていただくとか、そういった事も可能になると思っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その他、宜しいでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外から来てもらうにしても相当大変なことになります。平日は学校の勉強が終わってからの放課後だけということです。基準として家庭からいただく月の利用料もそう高くない。ビジネスとしては難しいビジネスだとみています。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩崎委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私の認識不足だと申し訳ないんですが、よく勘違いするんですが、放課後児童クラブというのは学童ですよ。それとは別で、公民館事業だと思うんですが、放課後子ども教室というのも存在するんですよ。学校によっては学童があるところと放課後子ども教室が活動しているところがあるんですが、何が違うのかそもそもちょっと認識してないんですが。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 余湖子ども若者課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学童につきましては、大原則としまして放課後におうちで見る保護者がいない児童を学校や学童施設でお預かりしますというのが大前提としてあるので、利用者が限られております。子ども教室に関しては、そういった縛りはなくて、放課後みんなで一定の時間を過ごすということになっていて、そこがまず大きな違いです。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 岩崎委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部に委託するというのですが、連携でということはどういうことでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市橋社会教育課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私たちも連携は考えていきたいと思っておりますけれども、児童クラブにつきましては、厚生省の方の事業ということで縦割りで申し訳ないですが、家で見える人がいる家庭のお子様そちらに入ることができないものですから、そこに1つの壁があるんです。それは子どもには責任はないんですが、例えば放課後子ども教室の方が、学校で確実に行われるという可能性があれば、そこで見ることができると私はできると思っています、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携というのは必要かなと私は思っています。 ・ ただ、迎えの問題とかスクールバスの問題とか学校の利用とかいろいろな問題が実はあって、それは縦割りの中での問題で子どもや家庭には関係ないんですが、そういう所をまずは整理する必要がある、整理出来ないとなかなか前に進まないということがありまして、実は、社会教育課としても子若との連携の中で同じ子どもたちをみたいと思って話し合いは時々たりもしているんですが、今すぐにはそこにはいけないというところなんです。申し訳ございません。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 ・ 委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状という所です。 ・ その他いかがでしょうか。 ・ 質疑なし

<p>・新発田教育 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項4「佐渡のマスコットキャラクターの名前決定について」、事務局の説明を求めます。
<p>・市橋社会教 育課長</p>	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長記者会見で発表してしまっ、あとでの報告になってしまい申し訳ございません。佐渡出身の元漫画家と書いてありますが、本人昨年11月に漫画家を辞めて原作者として活動されています。実は漫画不得意だということで、所謂物語を作る方が好きだそうです。私たちにしてみれば、「かぐや様は告らせたい」は映画化もされた漫画家ということで、我々としては有名漫画家という形でイメージはしています。 ・ その方にキャラクターを描いていただいて名前を付けて活用したいということで、全国に募集したところ男の子の名前については171件、女の子の名前については173件ございました。 ・ 選考方法は、オンラインで募集したところ全国から8名の応募がありました。皆さん長文の作文を書いてくれて、佐渡への思いとか赤坂先生への思いとかがあって私はやりたいんだというものでしたが、条項上5名ということで、5名に絞らせていただきました。10代の高校生、20代の女性、やはり女性が多かったです。40代の男性、40代の女性ということで、島外の方は千葉県在住の方が1名入られました。 ・ 選考に重視した名前の方向性というのは、キャラクターのコンセプトに合っている名前であること、佐渡に関係するキーワードが入っているなど、佐渡をイメージさせる名前であるということで、親しまれやすいということで考えさせていただきました。やはりこの時に、金山とか朱鷺とかそういうのは逆に控えようという、コンセプトを作ったときに、それよりもこれからの佐渡をイメージしてもらおうということで、皆さん凄く活発に意見が、熱烈的な赤坂ファンであり佐渡ファンであるものですから、意見が出ました。 ・ 決定したのが、男の子は「蒼井零」ということで、この方は福岡県北九州市の方から応募された方です。蒼井の蒼が佐渡の青い海や豊かな自然のイメージにつながるということ、こういういろいろなイメージがありますし、「姫埼美海」さんは、コンセプトは、将来佐渡のガイドになりたい、佐渡のことは何でも知りたいということで、これは新潟県加茂市の人、これは佐渡汽船入ってくると、姫埼灯台が見えます。船に必ず出てくるものですから、佐渡の入り口でいらっしやいませとかそういうイメージで、姫埼の名前を使いたい、それが良いんじゃないかということで、美海については海ということで名前を付けてもらいました。コンセプトが凄くて趣味がなんだとか勉強ができるとか、この女の子や男の子に凄いコンセプトを作っています。 ・ そして、これからキャラクターの活用については、グッズや帳面など、こういう風なものを作って、そして本当は博物館に使いたいということで

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・瀧川委員 ・市橋社会教 育課長 ・瀧川委員 ・市橋社会教 育課長 ・瀧川委員 ・市橋社会教 育課長 ・新発田教育 長 ・池委員 ・市橋社会教 育課長 ・池委員 	<p>赤坂先生にお願いしたんです。やはり佐渡に興味のある、この男の子は優秀なんですね。そういうコンセプトの中で動いていまして、博物館のスタンプラリーをして全部の博物館へ行くとこれをもらえますよ、いくつか行くとこれももらえますよ。と少しでも博物館へ足を運んでもらいたいというところで今動いておりますし、市長の方からは観光とかいろいろなところに使えないかというところで、観光課もキャラクターをどう使っていこうかというところで、今動いていまして、赤坂ファン、信者はいっぱいいるものですから、又これが佐渡巡礼で来ていただけるといいかなと繋げていきたいということで、今回名前も付けて、この子達の名前でFacebookなんかのアカウントを取って佐渡のPRをするようなことも博物館の担当者は考えているようなので、このコンセプトの中で、気になることを発信していきたいということで、つくったものでありますので、皆さんも又博物館廻っていただくと、どれかもらえる可能性がありますので、是非いらしていただけると有難いかなというところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑等ありますでしょうか。 ・ やはり名前が付くと存在価値が大きくなるなと思いました。それで是非誕生日とかがわかるとその時にイベントを作りやすいし、血液型が分かると親近感がわく。姫埼美海ちゃんだったら夏休みに合わせてとか、蒼井零くんだったら青空の春休みにぶつけてイベントで観光客に来てもらうとか、巡礼に来てもらうとか、ぜひ名前が決まって性格も出ていますからもっと肉付けをキャラクターによろしくお願いいたします。 ・ ここにある他に正確な肉付けがいっぱいあります。例えば蒼井零くんだと全国模試で常に10番以内に入っているとか、実は赤坂さんの漫画の所で全国模試のトップというキャラがいるんだそうです。 ・ 誕生日あるのですか。 ・ 誕生日はなかったですね。 ・ 誕生日是非ほしいですね。マニアは誕生日からいくので。 ・ 分かりました。赤坂さんの主人公と全国模試で張り合っているとか、いろいろなことが凄い。誕生日の方はまた。マニアは凄いですね ・ 他にありますか。 ・ 171件、173件と名前の応募者来ているのですが、大体まあ2つ書く人が多いと思います。170いくつというのは、佐渡の方と島外の方の割合は分かっていますか。教えてもらうと、どれだけ他地域の方が興味をもっているか分かるかなと思ったのですが。 ・ すみません。今資料がないのであとで。これはExcelの表になっているので、すぐに見れば分かると思います。 ・ 島外が多いと良いと思います。
---	--

<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長 ・池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島外も結構来ていました。 ・ そうですか。 ・ こうなってくると盛り上がりが来そうな感じと勝手に思っています。しかし、そうなるとう博物館そのものの充実というのが、一緒に図らないとなかなか盛り上がりというの欠けると思っています。少しずつ充実して何回も来たいなと思える形にさせていただくと良いと思しますのでよろしくお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実はこれ身長位の大きいものを作って、博物館の入り口の所で出迎えとかをやりたいなと思っております。もう作ってはあるのですが。あと博物館のことについても少しずつ前に進みたいなと思いますし、今日うちの職員に女性の若い職員が今日の委員会で仲川先生の方から庭のことを言われたら今冬なのでちょっと待ってくださと言ってくださいと言われましたので、そこは職員しっかり庭の管理をしていきたいというのは理解していますので、すみませんがよろしくお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽しい仕事で良いな、と思ってみていました。今後のことですが、赤坂さんから何か使い方について注文があったのかどうか。これが脚光を浴びれば、次を期待したいのですが。今日は1つのアングルの1つの絵しかないのですが、別アングルの絵だとか、あるいは動画にできるとか。声優さんをつけて、声優付の動画が博物館を案内してくれたらいいとか。今後の使い方について何かアイデアがあるなら教えてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 声優についてのご意見ありがとうございます。佐渡で声優を募集して、有名な声優だと有難いんですが。私たち今、名前ができてスタンプラリーとかそういう形で活用ということなんですが、他課とも話し合いをした中でどう使えるかということ今考えている最中で、申し訳ございません。今これっていったことができないんですが。この声優というのももしかすると凄く面白いアイデアかなという風に思いますので、そこはちょっと先生使わせてくれると有難いかなと思います。よろしくお願いします。 ・ 活用の制限については、赤坂先生がこれができた時に市長のところへ来たんですね。その時には自由に使ってくれということで、話されていきました。私たちもこういう形でこういうコンセプトでこうなりましたというのを、絶えず選定委員会をしたときにこういう方向で動きますというのを、先生の方には連絡を入れております。
<ul style="list-style-type: none"> ・岩崎委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 島内の例えば小中学生とか、高校生は興味あるとは思いますが、まだ子ども達にいまひとつ認識されていないとか興味がないようなので、島内の子ども達も盛り上がってもらう何か努力された方がという感じもします。 ・ もう1点、先ほど仲川委員の提案に加えてですが佐渡には音楽活動されている方もいらっしゃいます。音楽の大好きな方もいらっしゃいますのでテーマソング的なものを考えてみてはどうかと思っております。イメージソング

<ul style="list-style-type: none"> ・市橋社会教育課長員 ・新発田教育長 ・委員全員 ・新発田教育長 ・飯田教育総務課長補佐 	<p>とかいかがでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会教育課は最近良いニュースがなかったのですが、これについては職員活き活きとして今やっておりますので、こういったことはまた職員達のモチベーションの流れにして行きたいと思いき、実は子ども達には学校を通じて名前の募集は出しているのですが、そこで又連携したいと思います。 ・その他質疑等ございますか。 ・質疑なし ・質疑なしと認めます。 ・次に、報告事項5「その他」について、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育行政方針は、令和5年2月に開催予定になっております、佐渡市議会の開催にあたりまして教育長が教育委員会の所管に関する令和5年度の教育行政方針について述べるものです。 ・昨年度は2月の教育委員会臨時会で議題としてお諮りしておりましたが、今年度は1月の定例会で説明ご審議をさせていただきまして、2月に臨時会を設けさせていただきまして、そこを最終ということで準備を進めていた所です。先にお送りした議事日程の中では今回のこれを載せており、本日の定例会では、協議事項として協議していただくことを予定してはいたのですが、間に合わなかった経緯があります。 ・先日市長の予算査定等があり、佐渡市の当初予算が最終調整中のものがあります。予算を伴う施策につきましましては、教育行政方針にも修正等が出てくるものですから、本日の協議には間に合わなかったものです。大変申し訳ございませんでした。 ・作成の方針につきまして、令和4年度までは、佐渡市の教育大綱及び、佐渡市教育振興基本計画の基本目標、1から6がありますが、それに基づく目標を達成する為の18の施策があるのですが、そちらの18の分にそれぞれについて述べているものでございましたが、令和5年度につきましましては、基本目標の1から6の6つの大きな目標を中心にしまして、その施策を元にして、教育委員会3課が取り組むものを、基本目標ごとにまとめたものとして今作成しているところです。 ・今後の作成スケジュールについてです。現在委員会で作成している案ですが、1月27日明日、教育委員さんの方に送付させていただきたいと考えております。それを元に教育委員さんから2月2日（木曜）までにご意見をいただきまして、それを確認反映したものを2月に予定させていただき臨時会で協議をいただきまして、最終のものとさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。 ・というような方向性で、今作成中ということでございますが、今のことについてご質問等ありますでしょうか。
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 飯田教育総務課長補佐 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日程が随分詰まっています。明日出して2月2日（木曜）までということですが、明日出すというのは、メールで添付するということですか。 ・ メールで送らせていただく部分と紙ベースも希望されるようでしたら合わせてお送りいたします。両方が良いということであれば、速達便等で金曜発送して土曜か日曜日に着く様にいたします。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 新発田教育長 ・ 委員全員 ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 丸1週間ないのですね。なかなか大変です。 ・ なかなかお時間ない中ですが、よろしく願いいたします。 ・ その他ありますでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ では、その他に報告事項ありますでしょうか。 ・ 委員の皆様からはいかがでしょう。宜しいでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員全員 ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発言なし ・ 日程第8「報告事項」はこれで終了いたします。 ・ 日程第9「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。 【次回の会議は、2月9日（木）に臨時会、2月21日（火）に定例会を開催したい旨を説明した。】 ・ 以上で令和5年第2回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。 <p style="text-align: right;">午後4時35分終了</p>